市政の動き（11月27日～1月15日）

市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

会議名など	内　容
11月27日(火) 長浜市人権尊重審議会 担当課：人権施策推進課(☎65−6560)	「人権に関する市民意識調査」の結果および「長浜市人権施策推進基本計画」の改定素案について、事務局から説明を受けた後、質疑応答および意見交換を行いました。
12月14日(金) 第8回長浜市図書館協議会 担当課：長浜図書館(☎63−2122)	諮問事項「中央図書館・北館・サテライトの効果的かつ効率的な役割と運営について」の最終確認を行い、答申しました。また産業文化交流拠点施設の進捗状況や運営について、事務局から説明を受けました。
12月20日(木) 長浜市文化ホールのあり方懇話会 担当課：生涯学習文化課(☎65−6552)	長浜市文化ホールのあり方基本方針策定に向けて、現行の文化事業実施状況の確認と今後の文化振興事業の方向性について意見交換を行いました。
12月26日(水) 第8回長浜市空家等対策推進会議 担当課：建築住宅課(☎65−6533)	市民等から寄せられた、適正に管理されていない空家等情報のうち、所有者等が対応していない(十分でないものを含む)11件の審査を行い、うち2件を特定空家等に認定しました。
1月15日(火) 第3回長浜市総合教育会議 担当課：総合政策課(☎65−6505)	「子どもの心を耕す日本語教育」について専門家から講演を受け、今後必要な取組について、意見交換を行いました

青色申告を始めましょう

農業経営者にとって、青色申告は自分の経営を客観的につかむためには重要な手段です。税制上の利点もありますので、ぜひ取り組んでみましょう。

青色申告を新たに始めるには、個人の場合、税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。3月15日(金)までに、この申請を行えば、平成31年分の所得から、青色申告を行うことができます(申告時期は平成32年2月から3月)。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

【青色申告の主な利点】

○青色申告特別控除
正規の簿記(複式簿記)の場合は65万円を、簡易な方式の場合は10万円を所得から控除可能です。

○損失の繰越し・繰戻し
損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

○農業経営基盤強化準備金制度
青色申告を行っている担い手農業者は、適用を受けられます。

○収入保険
青色申告の実績が1年分ある農業者(個人・法人)は、収入保険に加入できます。収入保険については、農業共済組合にお問い合わせください。

問合せ
長浜税務署　☎62−6144
農業共済組合　☎73−4321

農政課(☎65−6522)

やま折り

526-8790
長浜市八幡東町632
長浜市役所　市民広報課　行
市民からのメッセージ
料金受取人払郵便
長浜局承認
135
差出有効期間
2019年5月31日
まで

やま折り

市民の皆さんの声をお聞かせください
「市民からのメッセージ」

市民の皆さんの声を市政に反映し、暮らしやすいまちをつくるため、「市民からのメッセージ」を募集します。「広報ながはま」や市政に関する意見や提案をお聞かせください。

お寄せいただいたメッセージは、市民の皆さんと共有するため、今後、市ホームページで掲載する場合があります。

ご利用ください 長浜市の広聴制度

●飛び出す市長室「座ぶとん会議」
市長が地域へ出向き、市民の皆さんと直接意見交換をします。テーマは申込者が自由に設定できます。詳しくは下記までお問い合わせください。

●ご意見箱
市役所1階市民交流ロビーに、「ご意見箱」を設置しています。

●市ホームページ
トップページの「市へのご意見」から、手軽に意見や提案を送ることができます。

【問合せ】長浜市役所市民広報課　（☎65−6504／FAX65−4006）

のりしろ　のりしろ

やま折り

≪記入方法等について≫

①複数の設問がありますが、いずれかの設問への記入だけでも受け付けます。
②郵便切手は不要です。FAXでの受付もできます。
③担当課からの返事をご希望の場合は、住所・氏名・連絡先をご記入ください。
　メールアドレスのみ、番地や氏名の記載がないなどの場合は匿名扱いとなり、
　お返事ができません。